

# 札幌市避難情報等電話サービス①

## ■登録受付開始日

6月1日(木)

## ■対象

スマートフォン・携帯電話をお持ちでない65歳以上の市民

## ■サービス内容

大雨や土砂災害による「避難情報」やミサイル発射などの「国民保護情報（Jアラート）」の音声案内を無料で固定電話宛に一斉に発信

# 札幌市避難情報等電話サービス②

## ■ 利用方法

危機管理局危機管理課事務室(〒060-8611、中央区北1条西2丁目市本庁舎7階北側)、各区役所・まちづくりセンターにて配布する  
ちらし裏面の登録申込書に必要事項を記載の上、危機管理課へ送付または持参。

※利用開始は、登録申込書提出からおおむね  
1週間後

## ● 「札幌市避難情報等電話サービス」の登録受け付け開始について

札幌市では、2022 年 8 月から南区において、携帯電話やスマートフォンを保有しない市民の方を対象に、自宅固定電話宛に避難情報等の音声案内を発信する「札幌市避難情報等電話サービス」を試行実施しておりました。

このたび、同サービスを全市において開始することとし、6 月 1 日から登録受け付けを開始いたしますのでお知らせします。

本事業をはじめ、今後もさまざまな取り組みを進め、より多くの市民の皆さまに災害発生時に必要な避難情報等を迅速にお届けできる体制を整備してまいります。

### 1 サービス名称

「札幌市避難情報等電話サービス」

### 2 登録受付開始日

2023 年 6 月 1 日(木)

### 3 事業の背景

札幌市では、避難情報等について、「緊急速報メール」や札幌市防災アプリ「そなえ」等により市民へ情報伝達を行ってきたが、携帯電話やスマートフォンを保有していない市民への情報伝達手段が課題とされてきた。こうした状況を踏まえ、自宅で固定電話のみを利用している方に直接情報伝達ができる新たなシステムを構築し、市内全区を対象にサービスを開始することとした。

### 4 概要

#### (1) 発信される情報

- ・札幌市が発令する大雨、土砂災害による避難情報
- ・国が発信する国民保護情報（Jアラート）

#### (2) 利用対象者

市内在住の 65 歳以上の方で、携帯電話・スマートフォンを保有せず、自宅で固定電話を利用している方。

#### (3) 利用方法

利用に当たっては、登録申込書の事前提出が必要。担当課で登録申込書を受領後、1 週間程度でサービスの利用が可能。

##### ① 配布場所

- ・危機管理局危機管理課（市本庁舎 7 階）
- ・各区役所・各まちづくりセンター
- ・札幌市公式ホームページからダウンロード (<https://www.city.sapporo.jp/kikikanri/koteidenwa.html>)

##### ② 提出方法

登録申込書に必要事項を記入のうえ、危機管理課（〒060-8611 中央区北 1 条西 2 丁目市本庁舎 7 階、ファクス：218-5155、E メール：kiki\_joho@city.sapporo.jp）宛てに郵送、ファクスまたは E メールで送付。

#### 【問い合わせ先】

危機管理局危機管理課 染矢・長尾

電話：211-3062、ファクス：218-5115